傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

国家賠償請求訴訟について

事 案 の 概 要

令和元年法律第３７号による改正前の**警備業法１４条、３条１号**は、**被保佐人**であることを警備員の欠格事由の一つとして定めていた（以下、この規定のうち被保佐人であることを警備員の欠格事由として定めた部分を「**本件規定**」という。）。

被上告人は、警備業を営む会社で、警備員として交通誘導警備業務に従事していたが、平成２９年３月、**保佐開始の審判**が確定したことに伴い、上記会社を退職した。

本件は、**被上告人**が、本件規定は**憲法２２条１項**及び**１４条１項**に違反し、国会が被上告人の退職の時点（平成２９年３月）までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったことは違法であるなどと主張して、**上告人（国）**に対し、**国家賠償法１条１項**に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

〔参考〕　令和元年法律第３７号による改正前の**警備業法**

３条　　次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

　１　　成年被後見人若しくは**被保佐人**又は破産者で復権を得ないもの

　２～１１　（略）

１４条１項　十八歳未満の者又は**第三条第一号**から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

　　２項　警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

原判決及び争点

◇　**原審**は、①本件規定は**憲法２２条１項及び１４条１項に違反**しており、②国会が被上告人の退職の時点（平成２９年３月）までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったことは**違法**であると判断して、被上告人の請求を**一部認容**した。

◇　最高裁における**争点**は、**①本件規定が憲法２２条１項、１４条１項に違反するか否か、②国会が被上告人の退職の時点**（平成２９年３月）**までに本件規定を改廃する立法措置をとらなかったことが違法であるか否か**である。